

久喜市教育委員会令和3年7月定例会

開催月日 令和3年7月20日（火曜日）
開催場所 鷲宮総合支所4階 407・408会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時49分

久喜市教育委員会令和3年7月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
 - ア 令和3年6月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）について
 - イ 令和3年6月定例議会提出議案・議決結果（教育委員会関係）について
 - ウ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
 - エ 久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について
 - オ 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について
- 第 4 議事
 - 議案第32号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について
 - 議案第33号 教育財産の用途廃止について（久喜市立菖蒲学校給食センター）
 - 議案第34号 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷲宮第1学校給食センター）
 - 議案第35号 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷲宮第2学校給食センター）
 - 議案第36号 教育財産の取得の申出について
 - 議案第37号 久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について
 - 議案第38号 久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第39号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問について
 - 議案第40号 令和4年度使用久喜市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について
 - 議案第41号 令和4年度から令和6年度使用久喜市立中学校教科用図書の採択について
 - 議案第42号 久喜市教育委員会事務局職員の人事について

第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、追加議案書、追加議案参考資料、教育長報告
会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

教育長職務代理者 榎 本 英 明
委員 山 中 大 吾

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 吉 澤 勉
参事兼教育総務課長 榊 原 俊 彦
参事兼指導課長 川羽田 恵 美
参事兼中央公民館長 須 田 諭
学務課長 関 口 智 彰
学校給食課長 折 原 誠
生涯学習課主幹 小 林 幸 司
文化財保護課長 堀 内 謙 一
スポーツ振興課長 鈴 木 洋 寿

教育総務課

課長補佐兼係長 森 田 和 美
担当主査 関 口 慎 吾

説明のための招致者

久喜市教科用図書選定委員会委員長 落 合 統 一
久喜市教科用図書選定委員会副委員長 岡 安 茂 雄

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。学校は、本日が第1学期の終業式となります。新型コロナウイルス感染症については、まだまだ厳しい状況が続いておりますが、各学校では感染対策を講じながら、ほぼ正常な学校運営ができており、関係する皆様のご努力に感謝申し上げます。

先週末に梅雨が明けましたが、これから暑さが本格化します。感染対策と併せて熱中症対策、また、児童生徒の交通事故にも十分配慮しなければならないと考えております。

過日は、本年度第1回の総合教育会議で大変お世話になりました。間もなく完成します新学校給食センターを視察していただきました。8月30日からの第2学期初日から本格稼働いたします。子どもたちが喜ぶ給食の提供ができるよう努めてまいります。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和3年7月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初議案9件、教育長報告5件の審議、報告を予定しておりましたが、議案2件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第41号 令和4年度から令和6年度使用久喜市立中学校教科用図書採択について、議案第42号 久喜市教育委員会事務局職員の人事についてを本日の日程に追加し、併せてご審議をいただきたいと存じます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、山中委員と小野田委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査をお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたし

たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和3年6月22日に開催いたしました令和3年6月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

○教育長（柿沼光夫） 日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからオの5件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、令和3年6月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（野原隆） それでは、教育長報告ア、令和3年6月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の1ページから27ページまでに教育委員会に関する質問事項とその要旨、質問に対する答弁をそれぞれ掲載してございます。

質問者は全体で23名おり、うち教育委員会に関する質問者は12名でございました。

質問の概要につきましては、多い順から学校教育に関するものが5件、GIGAスクールに関するものが3件、小・中学校の適正規模、適正配置に関するものが3件、小・中学校の施設に関するものが2件、スポーツに関するものが2件、生理用品の無償配布に関するものが2件、通学路の安全に関するものが2件、学校給食費の公会計化に関するものが1件、教職員の働き方改革に関するものが1件、学校健診に関するものが1件、PTAに関するものが1件、公民館の管理運営に関するものが1件でございます。本来であれば、一つ一つの質問内容とそれらに対する答弁内容につきましてご説明申し上げるべきところではございますが、事前に資料を配付させていただいておりますこと、また時間も限られておりますことから、個別の説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

榎本委員。

○教育長職務代理人（榎本英明） 10 ページの下から 3 行目の、統廃合する菖蒲南中学校、菖蒲中学校の件について、制服やスクールバスの運行経路等について検討を進めているということで終わっていますが、検討というのは最終的に期限をいつまでと考えているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） こちらは学務課の所管でございますので、私のほうからお答え申し上げます。

制服及びスクールバスの運行経路ということでございます。

まず、制服につきましては、この前もう締め切ったのですけれども、業者のほうから制服案を提示させまして、その提示された案につきまして、菖蒲地区の小学 6 年生と、それから中学生に対してアンケートを取ってございます。集計は、これからになるのですが、こちらの集計等を行いまして、8 月の中旬頃には、決定したいというふうに考えておるところでございます。周知の方法は、「統合だより」等と、チラシを作って配布というような形を考えておるのですけれども、学校には、それより前に説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、スクールバスの運行経路でございます。こちらは、事務局案としては、ある程度この経路がよいのではないかとということで持っておるところでございますが、新校設立準備委員会の部会において審議中ということで、色々な意見があるところがございます。ただ、こちらにも、例えば通学路の整備等始めないと間に合わないというところがございますので、9 月頃までには部会の了解を得たいと事務局としては考えておるところでございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 榎本委員。

○教育長職務代理人（榎本英明） 分かりました。スクールバスを選択する子と、自分で自転車で通学する子がいると思うのですけれども、それは自由選択なのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） こちらにつきましては、事務局としては自由選択というふうに考えておるところでございます。仮に全員が自転車という形になったとしても、自転車の駐輪場としてはスペースがあるということは、学校には既に確認済みでございます。

バスについては、今手元に資料がないのですけれども、あらかじめ利用希望を取りまして、バス何台ぐらいでの運行がよいかということで、支障のないように準備を進めてまいりたいと考えてございます。

○教育長（柿沼光夫） 榎本委員。

○教育長職務代理人（榎本英明） どうもありがとうございます。今回、菖蒲中学校がとりあえず円満に来年の 4 月 1 日から統廃合ということでスタートするのですけれども、その後と同じ地区で統廃合を待っている小学校もあります。小学校のほうは、スクールバスが

必須と思われるので、中学校のバスと小学校のバスが同じような地区に運行するような形になるかとは思いますが、その辺は細かく見ていただいて、できる限り地元のバスを利用していただけるように、よろしく願いいたします。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

諸橋委員。

○委員（諸橋美津子） 13 ページのスクール・サポート・スタッフについてなのですが、こちらは、以前にその仕事に従事していた方がまた応募されるケースも多いと思うのですが、こういった方が希望した勤務地が選べるのか、また、希望する勤務地が集中した場合、どういう形でその学校に配置する人材を選ぶのかを教えてください。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 指導課からお答え申し上げます。

スクール・サポート・スタッフにつきましては、今、面接をしているところでございますけれども、以前勤務した場所で再度勤務したいという方が大変多い状況でございます。できるだけ、その方のご希望に添うようにとは思っておりますが、対象校が配置のない学校であったり、ご希望が重なった場合には、お住まいと近いところとか、ご負担のない形で勤務いただけるように調整してまいります予定でございます。

○委員（諸橋美津子） ありがとうございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、令和3年6月定例議会提出議案・議決結果（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明をいたします。

教育部長。

○教育部長（野原隆） それでは、教育長報告イ、令和3年6月定例議会提出議案・議決結果（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の28ページをお開きください。6月定例会に上程された議案のうち教育委員会に関係する議案につきましては、市議会の議案番号第53号及び第60号の合計2件でございます。この議案2件につきましては、議会最終日の令和3年6月30日に全て原案のとおり可決をいただいたという内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告ウからオ、議案第 32 号及び議案第 42 号につきましては人事案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、これより会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 2 分 休 憩

午後 1 時 4 2 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

次の教育長報告ウにつきましては、事務局職員の人事案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長、学務課長を除く事務局職員につきましては、退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 2 分 休 憩

午後 1 時 4 2 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） それでは、ウ、久喜市教育委員会事務局職員の人事についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

〔非公開案件につき省略〕

事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 6 分 休 憩

午後 1 時 4 6 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） それでは、エ、久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

[非公開案件につき省略]

◎教育長報告 オ

○教育長（柿沼光夫） それでは、オ、久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

[非公開案件につき省略]

○教育長（柿沼光夫） 以上で教育長報告を終了いたします。

○教育長（柿沼光夫） 日程第4、議事に入ります。

◎議案第32号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第32号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。議案第32号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第32号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会所管の委員等について、別紙のとおり委嘱または任命することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

○教育長（柿沼光夫） 次の議案第33号から議案第41号については公開案件でありますことから、一旦会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休 憩

午後 1時57分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第33号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第33号を上程し、これを議題といたします。

議案書の5ページを御覧ください。議案第33号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第33号 教育財産の用途廃止について（久喜市立菖蒲学校給食センター）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市財産規則第 14 条及び同規則第 26 条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（折原誠） 議案第 33 号 教育財産の用途廃止について（久喜市立菖蒲学校給食センター）について、補足説明をさせていただきます。

議案書の 5 ページから 7 ページまででございます。令和 3 年 8 月 1 日に久喜市立学校給食センターを設置することに伴いまして、久喜市立菖蒲学校給食センターは、学校給食センターとして使用しなくなりますことから、教育財産の用途を廃止するものでございます。

廃止する教育財産の内容は、6 ページのとおり、また、廃止する時期は、令和 3 年 7 月 31 日でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 33 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 教育財産の用途廃止について（久喜市立菖蒲学校給食センター）は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 34 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 34 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 8 ページを御覧ください。議案第 34 号について、提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 34 号 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷺宮第 1 学校給食センター）につきまして、提案理由の説明をいただきます。

久喜市財産規則第 14 条及び同規則第 26 条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（折原誠） 議案第 34 号 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷺宮第 1 学校給食センター）について補足説明をさせていただきます。

議案書の 8 ページから 10 ページまででございます。令和 3 年 8 月 1 日に久喜市立学校給食センターを設置することに伴いまして、久喜市立鷺宮第 1 学校給食センターは、学校

給食センターとして使用しなくなりますことから、教育財産の用途を廃止するものでございます。

廃止する教育財産の内容は9ページのとおり、また、廃止する時期は、令和3年7月31日でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第34号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷲宮第1学校給食センター）は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第35号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第35号を上程し、これを議題といたします。

議案書の11ページを御覧ください。議案第35号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第35号 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷲宮第2学校給食センター）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市財産規則第14条に同規則第26条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（折原誠） 議案第35号 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷲宮第2学校給食センター）について補足説明をさせていただきます。

議案書の11ページから13ページまででございます。令和3年8月1日に久喜市立学校給食センターを設置することに伴いまして、久喜市立鷲宮第2学校給食センターは、学校給食センターとして使用しなくなりますことから、教育財産の用途を廃止するものでございます。

廃止する教育財産の内容は、12ページのとおり、また、廃止する時期は令和3年7月31日でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第35号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷲宮第 2 学校給食センター）は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 36 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 36 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 14 ページを御覧ください。議案第 36 号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 36 号 教育財産の取得の申出についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

教育財産の取得に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり久喜市長に申出をすることについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（折原誠） 議案第 36 号 教育財産の取得の申出についてについて補足説明をさせていただきます。

議案書の 14 ページから 18 ページまででございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項では、地方公共団体の長は、教育委員会の申出を待って教育財産の取得を行うものとする規定しております。このたび、令和 3 年 7 月 30 日に久喜市立学校給食センターの施設が完成することから、市長に対し教育財産の取得の申出を行うものでございます。

取得する教育財産の内容は 15 ページのとおり、また、取得する期日は令和 3 年 8 月 1 日、取得金額は新築工事の工事請負費 36 億 1,900 万円でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 36 号について質疑をお受けいたします。

榎本委員。

○教育長職務代理人（榎本英明） この金額は、建物だけですか。中の食器とかも全部含めてですか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（折原誠） こちらにつきましては、建築工事のみでございます。食器等につきましては、以前、別の議案でご議決をいただいております。既に事務処理が済んでおりますことから、建築工事分ということで記載しているものでございます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○教育長職務代理者（榎本英明） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号 教育財産の取得の申出については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 37 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 37 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 19 ページを御覧ください。議案第 37 号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 37 号 久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榎原俊彦） それでは、議案第 37 号 久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

議案書の 19 ページ、20 ページ、併せまして、議案参考資料の 1 ページから 5 ページを御覧ください。

このたびの一部改正につきましては、久喜市立菖蒲学校給食センターや久喜市立鷺宮第 1 学校給食センター及び久喜市立鷺宮第 2 学校給食センターを廃止し、令和 3 年 8 月 1 日に新たに久喜市立学校給食センターを設置するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

初めに、久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてでございます。議案参考資料の 1 ページから 3 ページを御覧ください。右側が現行規則、左側が改正案でございます。第 3 条第 2 項各課が所管する機関について、学校給食課が所管する機関を「菖蒲学校給食センター、鷺宮第 1 学校給食センター、鷺宮第 2 学校給食センター」から「学校給食センター」に改めるものでございます。

また、第5条及び第6条に所長の職及び職務が既定されていなかったことから、併せて第5条第2項に所長の職を追加し、第6条第2項に所長の職務を追加するものです。

次に、久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正についてでございます。

議案参考資料の4ページから5ページを御覧ください。右側が現行規則、左側が改正案でございます。第2条別表中の「菖蒲学校給食センター、鷺宮第1学校給食センター、鷺宮第2学校給食センター」を「学校給食センター」に改めるものです。

最後に附則でございます。この規則は、令和3年8月1日から施行するものでございます。

以上が久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第37号について質疑をお受けいたします。

榎本委員。

○教育長職務代理人（榎本英明） この所長という職は、今まで菖蒲とか鷺宮の給食センターにはあった職なのでしょうか。また新しく8月1日から始まる学校給食センターではもう既に決まっていることなのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（折原誠） 所長につきましては、現在の菖蒲及び鷺宮学校給食センターで職としてはあるのですけれども、例規のほうの整理が不十分な点がございまして、新たな学校給食センターにあわせた例規改正を行うに当たりまして、このたび、文言整理を含めまして例規改正を行いたいと考えてございます。

○教育長（柿沼光夫） 榎本委員。

○教育長職務代理人（榎本英明） では、まだどなたがなるかは1日にならないと分からないということですか。

○教育長（柿沼光夫） 教育部長。

○教育部長（野原隆） 新センターが8月1日からということになりますので、後ほどの追加議案でご審議いただくこととなります。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） では、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号 久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則については、全員

の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第38号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第38号を上程し、これを議題といたします。
議案書の21ページを御覧ください。議案第38号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆） 議案第38号 久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会公印規程の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、議案第38号 久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令につきましてご説明申し上げます。

議案書の21、22ページ、併せまして議案参考資料6ページを御覧ください。

このたびの一部改正につきましては、久喜市立菖蒲学校給食センター、久喜市立鷺宮第1学校給食センター及び久喜市立鷺宮第2学校給食センターを廃止し、令和3年8月1日に新たに久喜市立学校給食センターを設置するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料の6ページを御覧ください。右側が現行訓令、左側が改正案でございます。第2条別表中の「久喜市立菖蒲学校給食センター所長印、久喜市立鷺宮学校給食センター所長印」を「久喜市立学校給食センター所長印」に改めるものです。

最後に附則でございます。この訓令は、令和3年8月1日から施行するものでございます。

以上が久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令についてでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） 議案第38号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第39号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第39号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 23 ページを御覧ください。議案第 39 号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆）** 議案第 39 号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立小・中学校の就学予定者又は在学者のうち、教育上特別な支援を要する児童生徒等の就学判断について、別紙のとおり久喜市障がい児就学支援委員会へ諮問したいので、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫）** 指導課長。
○**参事兼指導課長（川羽田恵美）** 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問につきましてご説明いたします。

議案書 24 ページを御覧いただきたいと思います。久喜市障がい児就学支援委員会条例第 2 条には、就学支援委員会は次に挙げる事業に関し、教育委員会の諮問に応じ、その結果を答申するとあります。つきましては、就学判断として次の 2 点を諮問してよいか伺います。

1 点目として、市立の小学校、または中学校に就学しようとする者、または在学する者のうち障がいがある幼児、児童及び生徒について、障がいの種類、程度等を判断する。

2 点目として、障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関すること。
なお、令和 3 年度につきましては、8 月、10 月、11 月、2 月の 4 回を開催する予定で
ございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫）** 議案第 39 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 40 号

- 教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第 40 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 25 ページを御覧ください。議案第 40 号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆）** 議案第 40 号 令和 4 年度使用久喜市立小・中学校特別支援学級用

教科用図書の採択についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

令和4年度に久喜市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、別紙のとおり採択することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 特別支援学級で使用する教科用図書の種類については、1つ目として、学校教育法第34条第1項に基づく文部科学省検定済教科書のうち、久喜市立学校の教科用図書として採択されたもの。2つ目として、学校教育法第34条第1項に基づく文部科学省著作教科書。3つ目といたしまして、学校教育法附則第9条の規定により他学年使用の検定済教科書、また文部科学大臣の定めるところによる一般図書、これらを使用することができるかとされています。

そこで、久喜市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱に基づき、市内全小・中学校に令和4年度使用の特別支援学級用図書の選定につき依頼したところ、令和4年度小学生9名、中学生16名から、学校教育法附則第9条の規定による一般図書を教科用図書として使用したいとする要望が提出されました。

これらの一般図書を教科書図書として使用するためには、久喜市教育委員会として採択いただく必要がございます。つきましては、各学校から提出されました選定理由書、選定概要を基に作成しました議案書26ページから27ページにあります令和4年度使用久喜市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択一覧についてご議決をお願いするものでございます。

また、前方の中央にその図書を用意させていただいております。併せて、一般図書の目録につきましては、参考資料としてお示しさせていただいております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第40号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 令和4年度使用久喜市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第41号につきましては、令和4年度から令和6年度まで中学校で使用する教科用図書の採択に関する議案でございますが、上程する前に委員の皆様にお諮りいたします。

教科用図書の採択に当たりましては、久喜市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則第4条の規定に基づき、久喜市教科用図書選定委員会及び久喜市教科用図書調査

研究専門部会を設置し、教科用図書について専門的な調査研究を行ってまいりました。同規則第5条第4項には、「選定委員会は、教育委員会の求めに応じ、教育委員会の会議に出席し、調査検討事項の説明を行うものとする」とありますことから、これまで行われてきました調査検討に関する結果を確認するため、選定委員会委員長及び副委員長にご出席をいただき、説明を求めたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、選定委員会委員長及び副委員長を招致することに決定いたしました。

選定委員会委員長及び副委員長の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時21分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

ご紹介をさせていただきます。

初めに、久喜市教科用図書選定委員会委員長であります菖蒲中学校長、落合統一先生でございます。

○選定委員会委員長（落合統一） 落合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、同選定委員会副委員長であります久喜東小学校長、岡安茂雄先生でございます。

○選定委員会副委員長（岡安茂雄） 岡安と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第41号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第41号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の1ページを御覧ください。議案第41号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第41号 令和4年度から令和6年度使用久喜市立中学校教科用図書の採択についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

令和4年度から令和6年度まで久喜市立中学校で使用する教科用図書について、別紙の方法一覧からの採択を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 新しい学習指導要領が中学校では令和3年度から全面実施となり、令和2年度に、令和3年度から令和6年度に使用する中学校教科用図書、各教科を採択いたしました。その後、中学校歴史的分野において、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに発行された教科書がございます。教科書採択の公正性、透明性を確

保する観点から、委員の皆様にご本年6月定例会で久喜市教科用図書選定委員会委員並びに久喜市教科用図書調査研究専門部会委員につきましてご議決いただき、その後、選定委員会、専門部会及び学校は教科用図書（中学校社会歴史的分野）について調査研究を進めてまいりました。つきましては、各学校からの研究報告結果と選定委員会投票結果を別紙の追加議案参考資料1ページ、また各専門部会がまとめました調査研究報告書を2ページ以降に掲載いたしました。こちらを参考にご審議をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**教育長（柿沼光夫）** それでは、教科用図書選定委員会の調査検討結果の説明をお願いいたします。

落合委員長。

○**選定委員会委員長（落合統一）** これから、中学校社会科歴史的分野の教科用図書について、先日行われた選定委員会の専門部長からの調査結果を基にご説明いたします。

中学校歴史、8社ございます。8社、全て見開き1ページで学習の流れが構造化されております。

「東京書籍」は、基礎、基本の知識、技能の習得、資料の読み取り方、調べ学習の手法を紹介するコーナーが充実しております。また、各章の導入から単元を貫く探求課題を設定し、単元ごとの学習に見通しを持っています。

「教育出版」では、「歴史の技」のコーナーで、個人やグループ活動を通じて技能や表現力を養えるよう配慮されております。また、見開きページに学習の見通しを持つための学習課題と学習内容の定着のための2段階の課題を提示しています。

「帝国書院」では、「技能をみがく」のコーナーで歴史の見方、考え方を働かせる上で、必要な技能の習得ができるよう配慮されております。また、見開きページ、右下の「説明しよう」で学習内容を振り返り、自分の言葉で表現する活動ができます。

「山川出版」では、歴史との対話、歴史を学ぶための基礎知識を説明し、歴史学習に必要な技能の習得ができるよう工夫されています。また、「歴史のアプローチ」で様々な角度から課題を追求することができます。

「日本文教出版」では、「スキルUP」欄で調べ学習の方法や資料の見方など、情報を効果的に調べるための技能を高める工夫がされています。また、「確認」のコーナーで、本時の学習内容を確認するために、自分の言葉で説明する活動のための問いを設定しています。

「自由社」では、章末の「復習問題のページ」の確認問題と地図問題を取り組むことにより既習事項の確認ができます。また、「知っ得ポイント」、「歴史の言葉」のコーナーにより本文の内容を発展させ、歴史に対する関心を高めることができます。

「育鵬社」では、「鳥の目、虫の目で歴史をとらえる」のページで、歴史の流れを大観し、各時代の特色を理解できるようになっています。また、「歴史ズームイン」などのページで、時代ごとに歴史上の人物や時代背景に注目しながら発展的な学習ができます。

「学び舎」では、「歴史を体験する」のページで学習を通して考えたことを話し合い、発表のために問いを設定する工夫が見られます。また、「フォーカス」のコーナーで、その時代の人々の生活や心情に迫る記述がされております。

以上で報告を終了いたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 41 号について質疑をお受けいたします。

榎本委員。

○教育長職務代理者（榎本英明） 現状で使用している教科書は、「東京書籍」でよろしいでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 落合委員長。

○選定委員会委員長（落合統一） はい。「東京書籍」です。

○教育長（柿沼光夫） ほかに質問ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

議案第 41 号につきましては、本日採決をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 41 号について採決をいたします。

本議案の採決に当たりましては、委員の皆さんと私の 5 人の投票により、採択する教科用図書を決定したいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、投票方法等の具体的な説明につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、投票方法等についてご説明させていただきます。

初めに、投票の手順についてご説明いたします。投票は、投票用紙の交付、投票用紙への記入、投票箱への投票、開票作業、投票結果の発表の手順で実施いたします。

続きまして、投票方法についてご説明いたします。投票は、1 人 1 票で無記名投票となります。投票用紙の交付を受けましたら、投票用紙に発行者名称を記入していただきます。

続きまして、開票作業についてご説明いたします。開票を行い、最も多くの票数を得た教科用図書が採択となりますが、同票数となった場合は、次のように取り扱うことといたします。

まず、投票結果が全て 1 票ずつとなった場合は、教育長が再度投票し、教科用図書を決定するものとします。次に、投票結果で 2 社が 2 票ずつで同票数となった場合は、当該 2 社を対象に再度 5 人が投票し、最も多くの票数を得た教科用図書に決定するものとしま

す。

投票方法等の具体的な内容につきましては、以上でございます。

- 教育長（柿沼光夫） ただいま事務局より、投票方法等の具体的な説明がありました。教科用図書の決定に当たりましては、以上のような手順で実施をさせていただきたいと存じますが、説明の内容で教科用図書を決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより投票に入ります。

投票の進行につきましては、事務局をお願いいたします。

事務局、よろしくをお願いいたします。

- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、ただいまより投票を実施いたします。

投票前に投票箱の中の確認をお願いいたします。

〔投票箱の確認〕

- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、投票用紙を交付いたします。

〔投票用紙の交付〕

- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 投票用紙に発行者名称をご記入ください。

〔投票用紙への記入〕

- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 投票用紙への記入はお済みでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） ただいまより開票作業を行います。

〔開票作業〕

- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） ただいまより投票結果を発表いたします。

柿沼教育長、お願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） それでは、投票結果を発表いたします。

発行者番号2番、発行者名称「東京書籍」、5票でございます。

投票結果は以上でございます。

よって、発行者番号2番、発行者名称「東京書籍」の教科用図書を採択することに決定をいたしました。

- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） ありがとうございます。

以上をもちまして投票を終了いたします。

柿沼教育長、引き続き議事の進行をお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） 委員の皆さん、投票にご協力いただきまして、ありがとうございます。

した。

落合委員長、岡安副委員長におかれましては、ご出席をいただきましてありがとうございます。

ここでご退室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時34分 休 憩

午後 2時35分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

議案第42号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2時35分 休 憩

午後 2時35分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

次の議案第42号につきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長を除く事務局職員につきましては退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時36分 休 憩

午後 2時36分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

資料の配付をお願いいたします。

◎議案第42号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第42号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の3ページを御覧ください。議案第42号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

○教育長（柿沼光夫） 事務局職員の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時47分 休 憩

午後 2時47分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

暫時休憩いたします。

午後 2時47分 休 憩

午後 2時47分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもちまして本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榑原俊彦） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和3年8月18日水曜日、午後1時半から、会場は、鷲宮総合支所3階、庁議室1・2で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は8月18日水曜日、時間は午後1時30分から、会場は鷲宮総合支所庁議室1・2とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 2時49分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和3年7月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和3年8月18日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 山 中 大 吾

委 員 小野田 真 弓